

福島事故の実態・原因と原発の運転再開をめぐる条件に関する質問・要請書

国会に設置された事故調査委員会の調査・検証を重視すること

福島事故の実態・原因の解明を優先し、運転再開の手続きを停止すること

2011年12月〇〇日

総理大臣 野田佳彦 様

経済産業大臣 枝野幸夫 様

原発事故担当相 細野豪志 様

原子力安全委員会委員長 斑目春樹 様

政府は、大飯原発3号などの運転再開に向けた動きを加速させています。来年1月下旬頃にIAEA調査団が来日して、原子力安全・保安院や安全委員会によるストレステスト評価について検討し、その後地元了解を得てから、総理大臣など4大臣が運転再開の判断を下すと報じられています。他方、国会では、12月に事故調査委員会が設置され、半年後を目処に報告書が作成されます。福島事故の実態や原因の解明はまだこれからです。私たちは、政府が進める早期の運転再開に強い危惧を抱いています。

原発の再稼働や「やらせ」問題について、私たちは10月7日に質問・要請書を提出し、その内容について原子力安全・保安院等とやりとりを行いました。さらに、その結果を踏まえて直後に提出した質問事項について、各担当部門から文書回答を受け取りました。

その後、関西電力大飯3号などのストレステストが国に提出され、原発の「安全性に関する総合的評価に係る意見聴取会」（いわゆるストレステストに関する意見聴取会）や福島第一原発事故の「技術的知見に関する意見聴取会」などの意見聴取会が開かれてきました。

また、東京電力から12月2日に「中間報告書」が出され、「目視確認を実施した結果、安全上重要な機器に地震による損傷はなく」と結論づけています（「概要」4頁）。

そこで再度、福島事故の実態の把握についてどのような考えで進められているのかについて、原子力安全・保安院等の考えを確認する必要があると考えます。下記の質問に明確に答えていただくよう要請します（下記で、特に号機を特定しないときは福島第一原発1号機を指します）。

質 問 事 項

1. 非常用復水器（IC）系配管に関する原子力安全基盤機構の解析について

12月9日の「技術的知見に関する意見聴取会」の資料3-2では、原子力安全基盤機構の解析結果が示されている。それは、津波がくるまでの初期事象について、IC系配管等が破損した場合の感度解析として行われ、炉圧力及び水位の実測データと比較されている。結果として破損口が 0.3cm^2 までなら、解析結果と炉圧力及び水位の実測データとの間に有意な差はないと結論づけている。

(1) 地震直後に面積 0.3cm^2 のひび割れが入った可能性は否定できないということか。

(2)津波以後にひび割れが拡大した可能性は、実測データがないので否定できないのではないか。

2. 非常用復水器（IC）系配管に関する東電の「中間報告」について

東電の中間報告書本編33頁では、非常用復水器（IC）の目視確認の結果、「格納容器外側に原子炉の冷却材喪失となるような損傷はないことが確認された」と結論づけている。他方、東電の11月22日付「参考資料」では、10月18日に実施した現場調査で、格納容器外側の機器、配管に冷却材の流出に至るような損傷は確認できなかった」と記述している。

(1) 東電の現場調査について公開されている映像を見る限り、高い位置にあって保温材に覆われた配管を下から見ているだけである。配管で目視の陰になる部位や保温材の内側は調べられていない。また、見える範囲で明らかな大きな破損はないとしても、ひび割れ（貫通亀裂）が見えるとは限らない。配管の「損傷は確認できなかった」と言っても、「損傷がないことが確認された」と結論づけることは到底できないのではないか。

(2) 東電が「中間報告」で示したこのような不当な姿勢に対し、新聞の社説でも強い不快感と批判が述べられている。指導する立場にある保安院として、このような東電の姿勢を糾す具体的な措置をとるべきではないか。

(3) 10月7日に保安院の担当者は、配管の破損については現場調査が必要だと述べたが、この程度の調査がその現場調査なのか、それともこれでは不十分だと考えているか。もし、「十分」と言うのなら、その根拠を詳細に示されたい。

3. 3号機のHPCI系統配管について

(1) 東電の「中間報告」では、3号機のHPCI系統配管の破損もなかったと結論づけているが、6月のIAEAへの報告書の中で「HPCI系統からの蒸気流出の可能性がある」と記述したことは撤回していないか。

4. 配管の破損なしと早期放射能放出との整合性

東電の「中間報告書」のように「安全上重要な機器に地震による損傷はなく」と結論づけると、早期に放射能が放出されたという事実との整合性が問題になる。

(1) ホワイトボードに記載された、津波がくる前の15:29に「MP-3 HiHi警報発生」について

(a) この事実については、どのように理解しているか。もし仮に事実でないというのであれば、そのことはどのようにして確認できたのか。事実かどうかははっきりしない場合は、事実として捉えるべきではないか。

(b) これが事実とすれば、燃料被覆管の破損によって燃料棒内に蓄積されていた希ガスが放出されたと考えられるが、それ以外にどのような可能性があるか。

(c) IC系配管等の破損がいつさいない場合、燃料棒内の放射能がどのようなルートをとって15:29に原子炉建屋の外部に出てきたと考えられるか。

(d) A.Stohl たちの論文では、15:00にキセノン133が放出されたと結論づけており、

この結果はネイチャー誌でも紹介されている。このような研究成果についてどう考えているか。

(2) 17:50にホワイトボードに書かれた事実について

この事象については10月7日にも質問したが、その後、「技術的知見に関する意見聴取会」第3回に出された「参考資料3」によって、ホワイトボード記載の意味がより明確になった。

- ① 「17:50、IC組撤収、放射線モニタ指示上昇のため。外側のエアロック入ったところでOS」とは、ICの現場を見るためにIC組作業員が原子炉建屋内に入ろうとしてエアロックの外側扉を入ったところ、そこで放射線測定器が振り切れた(OS=over scale)ため、やむなく撤収したこと。つまりエアロックの内側扉の隙間から漏れ出てくるほどに、原子炉建屋内に放射能が充満していたことを意味している。
- ② 「廊下側からシューシュー音有」の廊下とは、原子炉建屋入り口の前にあるいわゆる「松の廊下」のことで、IC組がタービン建屋から歩いて松の廊下に近づいたときに、すでにその廊下方面からシューシュー音が聞こえたことだと考えられる。

また、10月7日にはすでに次の点を確認している。

- (i) 保安院の6月6日付報告書の解析結果では、18:00頃までは格納容器内圧力はほぼ1気圧なので、放射能が格納容器経由で原子炉建屋内に出ることはあり得ない。
- (ii) 原子炉圧力容器から格納容器内への放出ルートにある逃し安全弁が開いたという証拠はない。

この結果、放射能が格納容器経由で17:50までに原子炉建屋内に放出されることはあり得ないことについてはすでに確認済みということになる。

以上を踏まえて以下の質問を行う。

- (a) IC系配管の格納容器外側での破損や他の配管破損がいつもない場合、17:50までに原子炉建屋内に放射能が放出されるルートとして、他にどのような可能性が考えられるか。
- (b) そのような具体的なルートが考えられない場合、やはりIC系配管が格納容器外で破損したという可能性について真剣に考察すべきではないか。

(3) これら放射能の早期放出の原因が解明されない限り、福島事故の実態や原因が把握されたとはいえないのではないか。

5. 7月28日付東電の耐震解析について

東電の7月28日付耐震解析では、原子炉隔離時冷却系配管について解析しているが、その結果は一般化されている。10月7日後の保安院文書回答では、事業者は「これまでに取替等の補修を実施しており、今回の地震時、ひび割れ等はありません」となっている。

(1) IC系の蒸気管とドレン管(戻り水の管)は、いつ取り替えたのか。

(2) IC系の蒸気管とドレン管は何年に1回検査するか。3月11日前の直近の検査はいつ行ったのか。

(3) 配管にひび割れや貫通傷がないことはどのような検査方法で確認しているか。

(4) I C系配管（蒸気管とドレン管）について耐震解析を行っているか。行っているなら、今回の地震時に働いた力の評価値と評価基準値（許容値）を示されたい。

(5) もし実際にI C系配管でひび割れ等の破損があれば、従来の耐震解析は破綻するのではないか。ストレステストもやり直しを要求されるのではないか。

6. 大飯3号等のストレステストと運転再開の条件について

(1) ストレステストに関する意見聴取会は12月以降も継続するのか。

(2) 意見聴取会の意見はどのような方法でまとめ、保安院の評価にどう反映させるのか。

(3) ストレステストに関する判断基準は10月7日段階ではまだないとのことだったが、保安院ではもうつくられているか。安全委員会はどうか。判断基準とはどのようなものか。

(4) 運転再開の条件としては、ストレステストに合格する他に「福島を地元の説明して了解を得る」も条件になるとのことだった。その場合の「福島」とは、福島事故の実態と原因のことだと理解した。確かに、福島事故の実態と原因の解明はたとえば福井県等も要求している。その福島事故の実態と原因はどのような状態になれば解明できたことになるのか。

7. 耐震バックチェックの見直しについて

(1) 現在実際されている耐震バックチェックの見直しが終了するまで、ストレステストの評価結果をだすことはないか。

8. 津波の力の影響について

福島第二原発1～4号機の海水熱交換器建屋が、防水工事を施したにもかかわらず津波で浸水し、津波の力によって扉は大きく変形した。

他方、ストレステストや「緊急安全対策」では、津波については浸水のみで、津波による力の影響を排除している。

(1) これでは、津波の影響を考慮したことにならないのではないか。

9. 防災範囲の拡大に関連して

福島事故の実態から、これまでの8～10km圏の「防災対策重点区域（EPZ）」は破綻し、新たに「予防的防護措置準備区域（PAZ）」が策定されようとしている。これまでの準立地地域も立地地域並に扱われようとしている。これに関連して、これまでの立地の隣接市町村でも立地点並の安全協定を電力会社と結ぶ動きが強まっている。

(1) このように、事故の影響が甚大なことを考えれば、原発の運転再開については、少なくとも、隣接自治体などの安全協定締結の意向などを尊重すべきではないか。

(2) 福島事故の規模・被害範囲や避難範囲の見直しを受けて、現在、防災指針や防災計画の見直しが行われている。今事故が起きた場合に避難する際に依拠すべき計画や指針はあるか。ある場合、それは具体的にどのようなものか。

10. 国会が設置した調査委員会について

(1) 国会が設置した調査委員会が最初の報告書を出すのは半年先だと言われているが、少なくともそれまでは、ストレステストに関する結論を出すことはないと理解してよいか。

以上の質問事項の趣旨を踏まえて、下記の点を要請する。

要 請 事 項

1. 国会に設置された事故調査委員会の調査・検証を尊重し、少なくともその結論が出るまではストレステストの評価結果を出さないこと。
2. 福島事故の実態と原因が解明されるまでは、大飯3号、伊方3号、大飯4号、泊1号などのストレステストの評価など、運転再開の準備を停止すること。

2011年12月〇〇日

提出団体

連絡先団体

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

東京都新宿区西新宿 8-13-11 NF ビル 2F TEL 03-5338-9800 FAX.03-5338-9817

国際環境 NGO FoE Japan

東京都豊島区池袋 3-30-8-1F TEL 03-6907-7217 fax 03-6907-7219

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

東京都新宿区神楽坂 2-19 銀鈴会館 405 共同事務所 AIR TEL/FAX 03-5225-7213

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581